

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成27年6月10日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500021号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500001号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和58年4月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年3月から昭和57年3月まで  
② 昭和58年4月から昭和59年3月まで

請求期間①の国民年金保険料は、私が会社を辞めた(昭和56年2月)直後に国民年金の加入手続きを行い、預金の集金で自宅へ来ていた信用金庫の職員に現金と納付書を渡して納付していたのに、納付記録が無い。

また、請求期間②の国民年金保険料は、私が夫の分と合わせ夫婦二人分を銀行か市民センターで納付していたが、夫の納付記録があるのに、私の記録は未納とされている。請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②については、12か月と短期間である上、請求者は、請求期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、請求期間の前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みとされている上、請求期間の保険料と一緒に納付したとする請求者の夫は、請求期間の保険料が納付済みとなっていることから、途中の請求期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①については、請求期間①当時、請求者の夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、その配偶者である請求者は、国民年金の任意加入対象者とされていたところ、オンライン記録上は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができない。

また、A市に対する調査、オンラインシステムによる氏名検索、及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は存しない。

さらに、請求期間①当時の国民年金保険料の取扱いについて、自宅に保険料の集金に来ていたと請求者が陳述するB信用金庫C支店に照会したが、資料の保存期限を過ぎているので、記録が無いとの回答であった。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500009 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500003 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 B 工場における平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 6 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 9 月から平成 20 年 5 月までの標準報酬月額については、28 万円から 32 万円とする。

平成 19 年 9 月から平成 20 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 9 月から平成 20 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、平成 19 年 9 月から平成 20 年 5 月までの標準報酬月額が 28 万円となっているが、会社が保管する賃金台帳によると標準報酬月額 32 万円に相当する厚生年金保険料を控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、A 社 B 工場における請求者及び元同僚に係る賃金台帳及び事業主の回答により、請求者は、その主張する標準報酬月額 (32 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 9 月から平成 20 年 5 月までの期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者算定基礎届を社会保険事務所 (当時) に提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500024 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500004 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 38 年 2 月 16 日から昭和 37 年 10 月 16 日に、被保険者資格喪失年月日を昭和 41 年 1 月 1 日から同年 2 月 16 日に訂正し、昭和 37 年 10 月から昭和 38 年 1 月までの標準報酬月額を 2 万円、昭和 41 年 1 月の標準報酬月額を 4 万 5,000 円とすることが必要である。

昭和 37 年 10 月 16 日から昭和 38 年 2 月 16 日までの期間及び昭和 41 年 1 月 1 日から同年 2 月 16 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 37 年 10 月 16 日から昭和 38 年 2 月 16 日までの期間及び昭和 41 年 1 月 1 日から同年 2 月 16 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 16 日から昭和 38 年 2 月 16 日まで  
② 昭和 41 年 1 月 1 日から同年 2 月 16 日まで

私は、請求期間①及び②について、A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の複数の元同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間①及び②において継続して A 社に勤務し、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求者の A 社における異動日については、請求者と同時期に異動したとする元同僚の記録から、昭和 37 年 10 月 16 日に C 社から異動し、昭和 41 年 2 月 16 日に D 社に異動したとすることが妥当である。

また、請求期間①及び②の標準報酬月額については、請求者の A 社における昭和 38 年 2 月及び昭和 40 年 12 月のオンライン記録から、昭和 37 年 10 月から昭和 38 年 1 月までは 2 万円、昭和 41 年 1 月は 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日に係る届出を社会保険事務所 (当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。